

第2章 計画の基本方針と緑地・緑化の目標

1 基本理念と緑の将来像

平成30年4月現在の全市域の緑被率は39.1%です。そのうち、樹林地等の割合は12.0%と緑被に占める割合が低く、一方、農地が20.0%で田園風景を主体とした緑の現況となっています。

このような本市の緑の特徴を大切に、令和2年度から始まる新たな総合計画「えびな未来創造プラン2020」との整合を図りながら、本市の将来目標である「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を目指して、つぎのような緑の将来像をイメージし、本計画の基本理念とします。

みどりに恵まれた快適環境都市えびな

－地球の環境を良くし、快適な都市空間をつくる海老名の魅力づくり－

緑の将来像では、住宅、公園、道路、河川、樹木、樹林地等の身近な緑を保全あるいは創造していくため市民一人ひとりの緑に対する意識の高揚、緑の保全・創造に係る実践活動、これらの活動に対する行政の支援等を組み合わせることによって、地球環境に配慮した「みどりに恵まれた快適環境都市えびな」を目指す計画とします。



緑の多い公共施設（杉久保小学校）

2 基本方針

- 地域市民のための都市公園
- 官民連携による民間活力を活用した都市公園・緑地の活性化
- 都市公園施設などの適切な管理・保全
- 都市公園・緑地の魅力を引き出す柔軟な利用
- 市民協働などによる緑の普及・啓発活動の推進

(1) みどりを創る（緑の創出）

- ① 地区の拠点となる公園の設置、既存公園の拡大や公園機能の充実を推進します。
- ② 地域特性に応じた公園機能の見直しによる魅力向上を推進し、活性化を図ります。
- ③ 利便性や機能向上のため、小規模公園の統廃合など公園等の再編を推進します。
- ④ 公園の魅力を引き出す柔軟な利用による公園の活性化を推進します。
- ⑤ 長寿命化計画に基づく老朽化施設の適切な管理による改修や再整備を推進します。
- ⑥ 避難所等に指定されている都市公園等について防災機能の向上を推進します。
- ⑦ 学校など公共施設を中心に緑化を推進します。

(2) みどりを守る（緑の保全）

- ① 緑と調和した市街地の形成を図るため、市街地の中の優良農地の保全を進めます。
- ② 公園等の特性や樹木の特性に応じた維持管理による緑の保全を図ります。
- ③ 自然緑地や歴史と文化の継承されている緑地、優良な樹木などの保全を進めます。

(3) 水とみどりの調和（水辺の有効利用）

- ① 美しい水辺や自然の残る河川環境を保全し、自然とのふれあいの場を創出します。
- ② 相模川、鳩川及び目久尻川などの市民に親しまれてきた河川空間を活用します。
- ③ 湧水の保全や湧水を利用した水辺空間や公園の利用促進を図ります。

(4) 水とみどりのネットワーク

- ① 主要な幹線道路の緑化により景観の保全や公園・緑地へのアクセス向上を図ります。
- ② 市民が水とふれあうことのできる空間として、永池川の整備を推進します。
- ③ 丘陵地帯に分布する緑地等の保全を推進し、緑のネットワーク化を推進します。

(5) みどりを育てる（緑の普及・啓発）

- ① 緑化活動を推進するために市民と行政との協働活動を充実させるとともに、緑化の推進及び指導・啓発を推進します。
- ② 市民が身近な緑に関心を持ち、育てる心を育てていくように、緑地等の教育の場としての活用の促進を図ります。
- ③ 指定管理者等の民間活力によるイベント開催など緑の普及・啓発活動を推進します。

3 計画のフレーム

緑地の保全及び緑化の目標については、計画の前提条件となる計画対象区域、人口の見通し等の計画フレームを設定し、目標年次に（令和 11 年及び令和 21 年）において、確保すべき緑地及び都市公園の目標水準の算出基礎となる市域及び人口を定めるものです。

（1）計画対象区域

計画対象区域は、海老名都市計画区域（海老名市の全域）2,659ha とします。

（2）人口の見通し

年次	平成 29 年 (2017 年)	令和 11 年 (2029 年)	令和 21 年 (2039 年)
人口	132 千人	134 千人	128 千人

（令和 11 年、令和 21 年の人口は海老名市人口ビジョンによる推計値を採用しています。）

4 計画の目標水準

本計画の目標水準は、中間年次における評価、市民・事業所へのアンケート調査や社会情勢等の変化を踏まえた見直しであり、新たな目標年次（令和 11 年及び令和 21 年）において、確保すべき緑地の目標水準、都市公園等の目標水準及び都市緑化の目標を定めるものです。

（1）緑地の確保目標水準

本市は、中央部に水田が広がり、これをはさむように住宅地が西側の相模川沿いの低地及び東側の丘陵地に形成され、それぞれ南北に長くのびています。また、丘陵地に畑地が南北に点在して残されており、丘陵地の斜面には本市の緑の骨格となる樹林地が分布しています。このような緑地の分布状況を勘案し、令和 11 年（2029 年）における緑地の確保目標値は、都市計画区域の全体について約 19.85%、令和 21 年（2039 年）においては、約 20.51%を確保するものとします。

令和 11 年における 緑地の確保目標水準	都市計画区域面積に対する緑の割合
	おおむね 503.48ha 18.93%
令和 21 年における 緑地の確保目標水準	都市計画区域面積に対する緑の割合
	おおむね 545.41ha 20.51%

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の令和 21 年（2039 年）における都市公園の整備目標は、市民一人当たり 7.50 m²/人とします。

このうち、基幹公園の整備目標は 4.57 m²/人とします。また、都市公園に準ずる機能をもつ公共的な緑地を含めた都市公園等の整備目標は、市民一人当たり 14.88 m²/人とします。

さらに、民間施設緑地を含めた施設緑地全体の整備目標は、市民一人当たり 16.46 m²/人とします。

■図表 2-1 都市計画人口一人当たりの目標水準

年 次	平成 17 年 (2005 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 11 年 (2029 年)	令和 21 年 (2039 年)
都 市 公 園	3.87 m ² /人	4.67 m ² /人	5.09 m ² /人	7.50 m ² /人
基 幹 公 園	2.89 m ² /人	3.00 m ² /人	3.43 m ² /人	4.57 m ² /人
都 市 公 園 等	8.25 m ² /人	9.37 m ² /人	10.34 m ² /人	14.88 m ² /人
施 設 緑 地	9.11 m ² /人	10.85 m ² /人	11.84 m ² /人	16.46 m ² /人

なお、都市公園のうち、基幹公園の整備目標は次のとおりです。

■図表 2-2 基幹公園の整備目標

年 次		平成 17 年 (2005)		平成 29 年 (2017)		令和 11 年 (2029)		令和 21 年 (2039)	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
住区	街区公園	47	11.47	49	12.03	62	13.42	64	15.24
	近隣公園	4	6.95	5	9.92	6	11.29	7	17.42
公園	地区公園	—	—	—	—	1	3.7	2	8.3
都市 基幹 公園	運動公園	1	17.47	1	17.47	1	17.52	1	17.52

(3) 都市緑化の目標

① 民有地の緑の充実

- ・住宅地では庭木等を植栽し、四季の花々、生き物の訪れる緑等を増やすなど、身近な生活空間において積極的な緑化による緑の充実を目指します。
- ・街なみをつくる商業地、事業所等では、緑化空間の改善・向上を図り、訪れる人、働く人が心安らぐ緑の充実を目指します。

② 市街化区域を重視した公園緑地の再整備

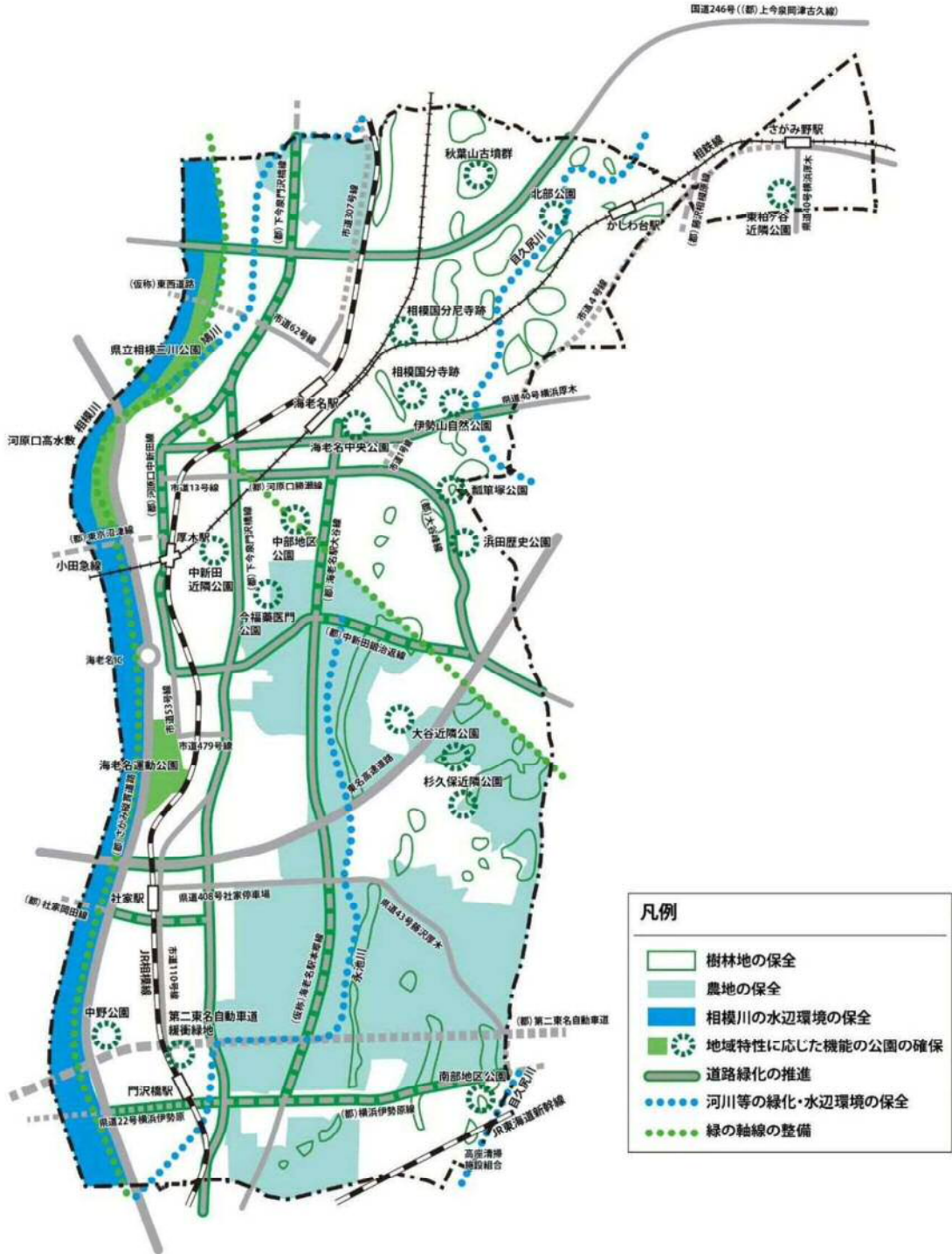
- ・海老名市立地適正化計画との整合を図り、公園緑地の必要度の高い市街化区域内での公園緑地の再整備や樹木の適正管理等に努め、緑の充実を目指します。

③ 幹線道路の緑化

- ・主要幹線道路の整備にあたり、周辺の緑化の状況に応じた緑の充実を目指します。

④ 公共施設緑被率の向上

- ・庁舎、学校等の緑を充実し、公共施設全体の緑被率の向上を目指します。



緑の将来像のイメージ図